

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

## SERIES TAINS 解体新書

### 事業収益の帰属主体が争点となった事例



小菅 貴子〔本郷〕

#### はじめに

事業収益の帰属主体について、下記東京地裁平成24年9月4日判決では、事業から生ずる損益等が実質的に帰属する主体については、当該事業に係る経営方針決定や収支管理の状況、当該事業に必要な資産を巡る権利関係、当該事業に関する従業員の雇用関係、当該事業に係る対外的な表示状況等を総合し、実質的かつ客観的に見て、その事業を営んでいると認められる者が誰であるかという基準に基づいて判断すべきであると判示されており、この判示は上訴においても維持されています。

今回は、事業から生ずる収益が帰属する主体が争点となった事例をご紹介します。

#### I 宗教法人が施設等の所有権を有するホテル事業の損益

- 平24.9.4東京地裁 (Z262-12029) (棄却)
- 平25.6.27東京高裁 (Z263-12242) (棄却)
- 平25.12.12最高裁 (Z263-12350) (上告棄却・不受理)

##### 1. 事案の概要

本件は、宗教法人であるA法人が所有権を有する施設(建物を含む)及び土地に係るホテル事業の損益の帰属が争点となった事例です。A法人は、A法人が所属している乙及びその家族が経営する31の法人により構成されるDグループ(いわゆるM&Aによりホテルを営業していた会社ごと各ホテルを取得)が、多額の債務を抱えたため、ホテルビジネスの現代化を図り、「ホテル不動産の所有」と「ホテル経営」とを分離するために、A法人に所有権を集中させた。各ホテルの経営主体は旅館業経営許可を受けた法人等である

から、各ホテルに関する事業の損益は、各ホテルについて旅館業経営許可を受けた法人等に帰属するものであると主張していました。

##### 2. 裁判所の判断

本件の場合、A法人の主張する経営法人が、A法人から各ホテルを賃借していた的確な書証等が十分提出されておらず、少なくとも各ホテルを賃借していたとの実体があったとは到底認められない。また、月単位で損益が帰属する法人が変更されており、経営法人が、ホテル運営に関する経費とリスクを負担していたとはいえない。

Dグループは、乙を中心として実質的な一体化が相当程度進んでおり、会社の組織や経営の重要な面で、各社の自律性、独自性は薄れており、旅館業の経営が旅館業経営許可取得者によって行われるべきであることなど法令遵守上当然のことを含めて、税金対策という目的の下で、乙の指示により各種の操作(収益の付け替え等)がなされる状態であったとみることができると。そうすると、旅館業経営許可を受けた法人等が、形式的に旅館業経営許可を取得していること等だけで、実質的に各ホテルの経営主体であったと到底認めすることはできないといえ、本件各ホテルの施設及び土地の所有権をすべて有し、Dグループ各社へ多くの出資をし、乙が実権を掌握しているDグループ全体における税金対策の中核を預かるA法人が、本件各ホテルの経営主体であると認めるのが相当である。

#### II クラブ経営の委託業務契約

- 平15.5.29名古屋地裁 (Z253-9357) (棄却)
- 平16.1.28名古屋高裁 (Z254-9534) (棄却・確定)

##### 1. 事案の概要

本件は、甲が代表取締役を務めるA

社(原告・控訴人)が、韓国メンバーズクラブ「B」の事業収益がA社に帰属することを理由として更正処分等を受けた事例です。

A社は、Bは業務委託契約に基づいて、Cにより経営されていたものであり、A社は、Cから本件契約に基づき月額100万円の賃料を受け取っていたにすぎないと主張しました。

##### 2. 裁判所の判断

①CがBの営業用に使用する甲口座は、A社代表者である甲に帰属し、甲がその管理を行っていたと判断するのが相当であること、②A社の総勘定元帳においては、Bの共益費、看板掲出料、水道光熱費等がA社の経費として計上されていること、③Bに係る飲食店営業の許可及び風俗営業等の許可が、いずれもA社名義で取得されていること、④A社の総勘定元帳には、賃(貸)料収入として、平成10年7月期が750万円、平成11年7月期が890万円しか計上されておらず、未収金としての処理もされていないこと等の検討によれば、本件業務契約は実体を欠くとの疑いを深めるといわざるを得ない。

A社はCにBの経営を委託し、本件店舗を賃貸していたにすぎないとA社の主張は、不自然、不合理で採用できないというべきであるから、本件各事業年度におけるBの事業収益はA社に帰属するものであると判断するのが相当である。

#### III 営業許可のない期間の業務に係る収益

- 平26.12.10公表裁決 (J97-1-01) (棄却・一部取消し) (一部取消しは、原処分庁が算定した売上金額の誤り等による)

##### 1. 事案の概要

本件は、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業を営む同族法人である請求人が、売上金額を隠ぺいしていたとし

て、更正処分等を受けた事例です。

請求人は、平成〇年〇月〇日以降の浄化槽の保守点検業務を除き、請求人には一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可がないことなどから、本件業務を行っていない。本件業務に係る収益は、同許可がなされていた請求人の代表者であるH個人に帰属するものであると主張しました。

##### 2. 審判所の判断

請求人は、①Hが個人事業として行っていた業務を引き継ぐ形で設立された有限会社であること、②本件業務は、請求人が保有する資産を利用して、H及び請求人の従業員が行っていたこと、及び③請求人が、本件業務に係る費用を負担し、請求人の費用として会計処理をしていたことを踏まえれば、請求人が、本件業務を行っていたものと認められる。

確かに、K組合の一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業に係る登録も、平成〇年〇月〇日までは請求人の名義でされたものではないと認められる。しかしながら、K組合及びD県が請求人に対し本件業務の遂行を禁止することなどはなく、上記の許可又は登録の名義が請求人でなかったことにより請求人による本件業務の遂行が不可能となる事情が生じた事実も認められないから、たとえ請求人の名義により許可及び登録を受けていない時期があったとしても、そのことのみをもって請求人が本件業務の主体であったとする上記の判断が妨げられることはない。

#### おわりに

TAINSで上記判決を検索する場合のキーワードは、「帰属主体」、「収益の帰属」又は「収入の帰属」です。

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03(5496)1416

## 提案型会計事務所へ。

### MJS! ミロク情報サービスが バックアップ。



MJSイメージキャラクター  
菊川 伶

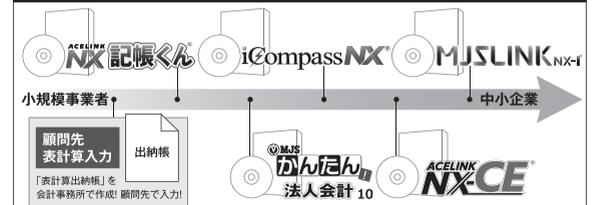
経営提案できる会計事務所へ。  
MJSは強カプロフェッショナルツール  
ACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。



事業所・企業規模に合わせたラインアップ。MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かされます)  
●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-記帳くん、iCompass NX、MJSLINK NX-I、MJSからたん!法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場  
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9926) **MJS**